

令和 4 年 4 月 1 5 日

南相馬市農業委員会
4 月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和4年4月15日(金) 午後1時25分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2階会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	浦 島 英 幸	出	11	末 芳 治	出
2	今 野 秀 幸	出	12	今 村 秀 身	出
3	高 倉 裕 信	出	13	若 杉 裕 二	欠
4	原 田 佳 典	出	14	梅 村 正 敏	出
5	佐 藤 政 志	出	15	塚 野 邦 好	出
6	濱 名 弘 幸	出	16	佐 藤 洋	出
7	志 賀 恒 夫	出	17	半 谷 眞知子	出
8	鈴 木 一 夫	出	18	今 野 由 喜	出
9	長 井 里 志	出	19	二 谷 純 市	出
10	森 秋 夫	出			

2. 出席農地利用最適化推進委員

出席者 なし（新型コロナウイルスの感染防止のため、出席を求めない。）

3. 出席職員

事務局

局長 増山 善樹 次長 大和田 友美 主査 小守 愛
副主査 米本 一樹 主事 平田 幸子

4 . 日 程

日程第 1	議事録署名委員の指名について	
日程第 2	諸般の報告	
日程第 3	報告第 9 号	総務企画専門委員会の開催報告について
日程第 4	報告第 10 号	違反転用事案の報告について
日程第 5	議案第 36 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
日程第 6	議案第 37 号	農地法第 3 条の規定による貸借権設定の許可申請について
日程第 7	議案第 38 号	農地法第 4 条の規定による許可処分の取消願出について(県許可分)
日程第 8	議案第 39 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について (市許可分)
日程第 9	議案第 40 号	農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について (県許可分)
日程第 10	議案第 41 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について (市許可分)
日程第 11	議案第 42 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について (県許可分)
日程第 12	議案第 43 号	農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について (市許可分)
日程第 13	議案第 44 号	農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について (県許可分)

５．会議の概要

（開会 午後１時２５分）

議 長 只今より、令和４年度４月定例総会を開会いたします。
改選後、早々に、議案の審議になりますが、慎重、審議の程よろしく願います。
なお、新型コロナウイルスの感染を防ぐ観点から、推進委員の出席は見合わせての開催であります。
それではまず、欠席委員について報告いたします。
欠席通告者は、１３番・若杉裕二委員であります。
出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第５条により定足数に達しております。

議 長 日程第１、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第２４条第２項の規定により、議席番号・４番原田佳典委員、５番・佐藤政志委員、６番・濱名弘幸委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第２、「諸般の報告」を行います。３月定例総会以降、本日までの間、報告を要する特段の案件はございませんでした。

議 長 次に、日程第３、報告第９号「総務企画専門委員会の開催報告について」を議題といたします。総務企画専門委員会委員長からの報告を求めます。

委員長 総務企画専門委員会開催報告をいたします。１．開催日時 令和４年３月１８日（金）午前１０時から１１時まで行いました。２．場所 南相馬市役所北庁舎２階会議室２にて開催いたしました。３．出席者は、記載のとおりです。４．協議概要 （１）南相馬市農地利用最適化推進委員の推薦・応募状況について、南相馬市農地利用最適化推進員の定数に関する条例等に基づき、令和４年４月１日から農地利用最適化推進委員の委嘱に向け、推薦を求めるとともに公募を行った結果、次のとおりでありました。 小高区８名（うち推薦６名、応募２名） 鹿島区９名（うち推薦６名、応募３名） 原町区１４名（うち推薦１２名、応募２名）でございました。（２）南相馬市農地利用最適化推進員候補者の選考について、今回推薦・応募のあった方について、全員が営農者であること、加えて、地区の農地に精通しており、地域の信頼も厚く、積極的に営農に取り組んでいる方々であるため、全員を承認することといたしました。（３）その他は、特にございませんでした。以上報告です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第４、報告第１０号「違反転用事案の報告について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第１０号についてご説明いたします。議案書の４ページから７ページ、整理番号１番から７番について、当事者の住所、氏名、土地の所在、違反転用の発生年月日、理由は記載の通りとなっております。

整理番号１番につきましては、平成１０年頃に隣接地に転用許可を受け、住宅を建築しました。その際に転用許可を受けた土地だけでなく、当該地にも盛土造成をし、現在は貸駐車場として使用しております。今般、土地調査を行ったところ、必要な転用許可の手続をすることなく使用していたことが判明したものであります。

整理番号２番につきましては、４５年以上前から進入路、倉庫、コンテナ置き場等として使用しています。今般、倉庫建て替えのため土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。

整理番号３番につきましては、平成２５年頃に騒音遮断及び大雨による浸水防止のためにブロック塀を設置し植栽を行いました。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。

整理番号４番につきましては、違反転用発生年月日は不明となっておりますが、長年にわたり住宅敷地の土砂崩れを防ぐための保護法面として使用しております。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。

整理番号５番につきましては、４０年以上前から農業用倉庫及びビニールハウスを設置し現在も使用しています。今般、土地調査を行ったところ農地であることが判明したものです。

整理番号６番につきましては、昭和４５年に当該地に一般住宅を建築する目的で転用許可を受けましたが、家庭の都合で住宅建築の計画がなくなり、周辺が住宅地で駐車場の需要が多かったことから、令和元年頃に貸駐車場として整備し今日まで使用しているものです。

整理番号７番につきましては、平成２９年に太陽光パネルを設置した際、当該農地に越境してパネルを設置してしまい、以降パネル用地として使用し続けているものでございます。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第5、議案第36号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第36号についてご説明いたします。議案書の8ページから9ページになります。詳細につきましては、記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第6、議案第37号「農地法第3条の規定による貸借権設定の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第37号についてご説明いたします。議案書の10ページになります。詳細につきましては、記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 7、議案第 38 号「農地法第 4 条の規定による許可処分の取消願出について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 38 号についてご説明いたします。議案書の 11 ページ、申請番号 1 番について、当事者の所在、氏名、土地の表示、取消の願出をする理由は記載の通りです。取消の願出をする理由ですが、農作業場、農作業広場を確保する目的で転用許可を受けましたが、新規施設建築を中止したことから、農作業所の整備を断念し許可の取消しをするものです。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 8、議案第 39 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 39 号についてご説明いたします。議案書の 12 ページから 13 ページ、申請番号 1 番から 6 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載の通りです。

申請番号 1 番については、報告第 10 号整理番号 1 番の追認を得るための案件です。

申請番号 2 番については、報告第 10 号整理番号 2 番の追認を得るための案件です。

申請番号 3 番については、報告第 10 号整理番号 3 番の追認を得るための案件及び議案第 39 号申請番号 4 番関連の案件です。

申請番号 4 番については、議案第 39 号申請番号 3 番関連の案件です。

申請番号 5 番については、報告第 10 号整理番号 4 番の追認を得るための案件です。

申請番号 6 番については、報告第 10 号整理番号 5 番の追認を得るための案件です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、報告をお願いします。先ず、申請番号 1 番について、18 番委員。

18 番委員 議案第 39 号申請番号 1 番について、現地調査の結果を報告いたします。なお、現地案内図は 1 ページのとおりです。去る 4 月 11 日午前 11 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。なお、本案件は報告第 10 号整理番号 1 番の違反転用事案の報告に関する関連議案であります。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしているものと判断をいたしました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号 2 番について、9 番委員。

9 番委員 議案第 39 号申請番号 2 番について、現地調査報告をいたします。なおこの案件は報告第 10 号整理番号 2 番と関連します。現地調査図は 2 ページとなります。去る 4 月 11 日午後 2 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号 3 番、4 番について、8 番委員。

8 番委員 議案第 39 号申請番号 3 番について、現地調査の報告をいたします。この案件は報告第 10 号整理番号 3 番及び議案第 39 号申請番号 4 番関連の案件です。案内図は 3 ページです。申請内容は記載のとおりです。去る 4 月 11 日午後 2 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の報告事項に基づき、代理人行政書士から聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

続いて、議案第 39 号申請番号 4 番についても、現地調査報告をいたします。案内図は 4 ページになります。この案件は議案第 39 号申請番号 3 番関連の案件です。去る 4 月 11 日午後 2 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の報告事項に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 次に、申請番号 5 番について、1 番委員。

1 番委員 議案第 39 号申請番号 5 番について、現地調査の報告をいたします。案内図は 5 ページとなります。申請内容は記載のとおりです。なお、この案件は報告第 10 号整理番号 4 番関連の案件です。去る 4 月 9 日午前 9 時半より、申請人、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号 6 番について、16 番委員。

16 番委員 議案第 39 号申請番号 6 番について、現地調査の報告をいたします。なお、この議案は報告第 10 号整理番号 5 番関連案件であります。現地案内図は 6 ページです。40 年以上前から農業用倉庫（以前は養鶏場）及びビニールハウスを設置し現在も使用しているため、この度、土地調査をしたところ、農地であることが判明いたしました。今後も使用するため、無断転用であることから、追認を受けるための許可申請になります。去る 4 月 9 日午前 10 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づきまして、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上であります。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 9、議案第 40 号「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 40 号についてご説明いたします。議案書の 14 ページ、申請番号 1 番につきまして、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載の通りです。報告第 10 号整理番号 6 番の違反の追認を得るための案件となっております。

事業計画変更に係る理由ですが、子の一般住宅を建築する目的で昭和 45 年に

転用許可を受け土地の造成のみ完了していますが、市外に住宅を建築し居住しているため、住宅を建築する計画がなくなっていました。当該地周辺は宅地化の進行により、駐車場の需要が多いことから、貸駐車場として今後も使用するために当初の事業計画を変更するものとなっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、報告をお願いします。申請番号 1 番について、16 番委員。

16 番委員 議案第 40 号申請番号 1 番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は 7 ページです。この議案は報告第 10 号整理番号 6 番関連案件であります。去る 4 月 11 日午後 5 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。内容は、ただいま事務局から説明ありましたように、昭和 45 年 11 月 17 日付けで転用許可を受け、住宅を建てる計画でありましたが、住宅は建設されず、これまで駐車場として使用してきたという内容です。今後も駐車場として使用することから、事業計画変更の再申請であります。調査書の調査項目に基づきまして、代理人行政書士から聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上であります。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第 10、議案第 41 号「農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 41 号についてご説明いたします。議案書の 15 ページから 16 ページ、申請番号 1 番から 4 番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載の通りです。

申請番号 1 番は、第三種農地を駐車場として使用するための転用申請です。

申請番号 2 番は、第二種農地を一般住宅、駐車場として使用するための転用申請です。

申請番号 3 番は、第三種農地を一般住宅、駐車場として使用するための転用申請です。

申請番号 4 番は、第一種農地を駐車場、足場一式置場、残土置場等にとして使用するための転用申請です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、報告をお願いします。まず、申請番号 1 番、3 番について、3 番委員。

3 番委員 議案第 4 1 号申請番号 1 番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は 8 ページになります。去る 4 月 1 1 日午後 4 時半頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士から聞き取り、また、現地の状況を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

 続きまして、議案第 4 1 号申請番号 3 番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は 1 0 ページになります。去る 4 月 1 1 日午後 4 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地調査の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号 2 番について、7 番委員。

7 番委員 議案第 4 1 号申請番号 2 番について、現地調査報告をいたします。現地案内図 9 ページの になります。去る 4 月 9 日午前 9 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士から聞き取り、また、現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号 4 番について、1 7 番委員。

1 7 番委員 議案第 4 1 号申請番号 4 番について、現地の調査報告をいたします。現地案内図は 1 1 ページです。4 月 9 日午前 1 1 時半より、代理人行政書士立ち会いのもと、調査項目に従い現地調査を行いました。調査の結果、一種農地ではありますが、集落接続事業であることから、立地基準、一般基準ともに満たしており、何ら問題ないと判断いたしました。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 1、議案第 4 2 号「農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 4 2 号についてご説明いたします。議案書の 1 7 ページ、申請番号 1 番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載の通りです。第二種農地に建売住宅を 7 区画整備するための転用申請です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、報告をお願いします。申請番号 1 番について、7 番委員。

7 番委員 議案第 4 2 号申請番号 1 番について、現地調査を報告いたします。現地案内図 9 ページの となります。去る 4 月 9 日午前 9 時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様方のご審議よろしくお願い申し上げます。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第 1 2、議案第 4 3 号「農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 4 3 号についてご説明いたします。議案書の 1 8 ページ、申

請番号 1 番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載の通りです。第三種農地に太陽光パネルを設置するための転用申請です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、報告をお願いします。申請番号 1 番について、18 番委員。

18 番委員 議案第 43 号申請番号 1 番について、現地調査の結果を報告いたします。なお、現地案内図は 12 ページのとおりです。去る 4 月 12 日午前 9 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等調査しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしていると判断をいたしました。ただし、当該用地西側の用水路の一部が部分的に埋没しており、取排水に影響が出る可能性があることから、用排水路の埋設部分の解消を指導いたしました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 13、議案第 44 号「農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 44 号についてご説明いたします。議案書の 19 ページ、申請番号 1 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載の通りです。報告第 10 号整理番号 7 番の関連です。第二種農地に越境して太陽光パネルが設置されており、違反の追認を得るための転用申請です。なお、補足としまして、議案書に記載の資金計画につきましては、既にパネル設置等が終了しておりますので、今後発生する金額はございません。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、報告をお願いします。申請番号 1 番について、18 番委員。

18 番委員 議案第 44 号申請番号 1 番について、現地調査の結果を報告いたします。なお、

現地案内図は８ページのとおりで。去る４月１１日午前１１時３０分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。なお、本案件は報告第１０号整理番号７番の違反転用事案の報告に関する関連議案です。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしているものと判断をいたしました。ただし、現有設備が正しく点検記録されているかを確認するための点検記録簿及び土地改良区から手続中の意見書の提出を速やかに行うよう、指導を行いました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

議 長 １４番委員。

１４番委員 既に設置されている太陽光パネルは、現地案内図の申請地のどのあたりになるか教えていただきたい。

議 長 事務局。

事務局 現地案内図１３ページ、斜線の引かれた部分が今回の申請地でございます。そこから西側に田んぼが７区画ありますが、そこが既に太陽光パネルの設置されている場所になります。以上です。

議 長 １４番委員、何かありますか。

１４番委員 了解しました。

議 長 その他に質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおりで許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 以上で、本日予定いたしました報告２件、及び議案９件、合わせて１１件の審議を全て終了いたしました。これをもって、本日の４月定例総会を閉会といたします。各委員の皆様、大変、お疲れ様でした。

(閉会 午後 2 時)

南相馬市農業委員会会議規則第 2 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により署名する。

令和 4 年 5 月 1 7 日

議事録署名人 (4 番・ハラダ ヨシノリ)

議事録署名人 (5 番・サトウ マサシ)

議事録署名人 (6 番・ハマナ ヒロユキ)
